

住まいセンターの営業時間が変わります

平成31年4月1日から住まいセンターの営業時間が月曜日～土曜日の9：30～17：30
(北海道住まいセンターは9：15～17：15)に変わります。(休業日／日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで)
今後とも、お客様にご満足いただけますようサービスの向上に努めてまいりますので、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

家賃改定特別措置の平成31年度更新申請手続きはお済みですか？

～平成30年度に特別措置の適用を受けている方が対象です～

UR都市機構では、家賃改定に伴い家賃が引上げとなった住宅にお住まいの方のうち、一定の要件に該当する高齢者世帯等の方々を対象として、居住の安定を図るため、家賃の上昇を抑制する特別措置を講じています。

この特別措置の適用を受けていただくためには、毎年度、受付期間内に更新申請をしていただく必要があります。

平成30年度に特別措置の適用を受けている方には、平成31年度更新申請についての案内と更新申請書を送付し、現在、申請を受け付けておりますので、まだお済みでない方はお早めにお手続きいただきますよう、ご案内いたします。

特別措置の適用を受けている生活保護世帯の方につきましては、平成31年度の生活保護に係る住宅扶助限度額の確認が取れ次第、案内と申請書を送付させていただきます(平成31年3月中旬ごろ)ので、もうしばらくお待ちください。

家賃改定特別措置の平成31年度更新申請手続きについて ※この措置は建替事業に伴う特別措置とは異なりますので、ご注意ください。	
対 象 者	平成30年度に特別措置の適用を受けている方 ※特別措置の適用を受けていない方は更新申請の対象とはなりません。
受 付 期 間	●高齢者・母子・障がい者・子育て世帯の方／平成31年2月28日(木)まで ●生活保護世帯の方／平成31年3月29日(金)まで
受 付 場 所	お住まいの団地を管理している管理サービス事務所又は住まいセンター等
提 出 書 類	・「家賃改定に伴う特別措置適用申請書」(対象者の方に郵送したもの) ・必要書類(住民票、住民税課税証明書等) ※詳細はお手元の案内をご覧ください。
お問合せ先	お住まいの団地を管理している住まいセンター等



URコミュニティ

「2018 共同花壇コンクール」を開催 ～ふれあいのステージ 花壇・花談・花団～

URコミュニティでは、コミュニティ形成等支援活動の一環として、共同花壇の利用に関するコンクールを開催しました。今年は44(評価部門：31、紹介部門：13)の団体からご応募をいただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

本コンクールは今年で4回目となりますが、今年度から新たに「紹介部門」を設置し、皆様の共同花壇での活動をご紹介しました。

今回は、「評価部門」の審査結果及び応募いただいた作品、並びに表彰の様子の一部をご紹介します

【審査結果】()内は管轄住まいセンター名です。

- | | | |
|-------|-----------------------|--------------|
| 優秀作品賞 | 藤の台(南多摩) | ：藤の台花の会 |
| | 西新小岩リバーハイツ(城北) | ：文化福祉部 |
| | 豊四季台・コンフォール柏豊四季台(千葉北) | ：四季の会 |
| 奨励賞 | プラザシティ新所沢けやき通り第二(西埼玉) | ：団地自治会 |
| | 武庫川(阪神) | ：アドプトいきいきクラブ |
| 特別作品賞 | 花畑(城北) | ：いこいの会 |
| | 千葉ニュータウン清水口(千葉北) | ：花の和 |
| | 千鳥橋(阪神) | ：千鳥橋花壇同好会 |

【応募作品及び表彰式の写真】一部

優秀作品賞



西新小岩リバーハイツ 文化福祉部

豊四季台・コンフォール豊四季台 四季の会

藤の台 藤の台花の会

奨励賞



プラザシティ新所沢けやき通り第二 団地自治会 武庫川 アドプトいきいきクラブ

花畑 いこいの会

千葉ニュータウン清水口 花の和

千鳥橋 千鳥橋花壇同好会

特別作品賞

高齢者等の方が ご利用できる 相談窓口

【問合せ先】最寄りの住まいセンターにお問合せください。

住まいセンター等「高齢者等相談員」「生活支援アドバイザー」

住まいセンター等に「高齢者等相談員」を配置し、下記相談等を受け付ける他、一部団地では、定期的に団地を巡回し、相談等を受け付ける「高齢者等巡回相談業務」を実施しています。また、一部団地管理サービス事務所に同様の案内や相談を受け付ける「生活支援アドバイザー」を配置しています。

主な
相談内容

- ・UR賃貸住宅の高齢者等世帯を支援する制度の案内・相談
- ・公営住宅窓口の案内
- ・行政の福祉窓口の案内(生活保護・生活困窮者支援相談窓口を含む)
- ・見守りサービスや生活関連情報の提供

知っていますか？ 見守りサービス

住宅内に設置する安否センサーから安否通報を受信したときに、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡を行うサービスです。

料金 月額900円(税抜)
※初期費用・電池交換代が別途必要です。
※詳細は、最寄りの住まいセンターまでお問合せください。